

## 事業所税

事業所税は、より快適な都市づくりに必要な費用にあてるため、市内に所在する事業所等に対してかかる目的税です。

	事業所税	
	資産割	従業者割
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	市内の事業所用家屋の使用床面積(m <sup>2</sup> )	従業者給与総額(円) (役員を除く年齢65歳以上の者及び障がい者の給与額は除く)
税率	600円/m <sup>2</sup>	0.25/100
免税点 <sup>注</sup>	合計床面積 1,000m <sup>2</sup> 以下	合計従業者数 100人以下
	課税標準の算定期間の末日の現況による	
課税標準の算定期間	法人——毎事業年度 個人——毎年の1月1日から12月31日まで	
申告・納付期限	法人——事業年度終了日の翌日から2か月以内 個人——翌年の3月15日まで	

注 事業所の合計床面積が800m<sup>2</sup>を超える場合又は従業者の合計数が80人を超える場合は申告が必要になります。